本号で公布された法令のあらまし

◇財務省組織令の一部を改正する政令（政令第三三号）（財務省）

1　北海道における支庁の管轄区域の変更に伴い、旭川財務事務所の管轄区域の規定を改正することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（警察庁）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、七三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、三七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、四〇〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第七条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。（附則関係）

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（法務省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、七三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、三七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、四〇〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第五条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇平成十二年から平成二十年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三六号）（内閣府本府）

1　平成一二年から平成二〇年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成一二年から平成二一年までの間に改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七号）（文部科学省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額を一〇万四、七三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額を五万六、七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額を五万二、三七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額を二万八、四〇〇円にそれぞれ改定することとした。（第六条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三八号）（経済産業省）

内外の金融秩序の混乱のため出資を行うことが一般に困難と認められる期間を「平成二一年五月一日から平成二二年九月三〇日まで」とするとともに、この政令は、公布の日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九号）（国土交通省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、七三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、三七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、四〇〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第四条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四〇号）（厚生労働省）

一　国家公務員共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

育児休業手当金の支給対象となる育児休業等をした期間に含めることとされている出産に関する特別休暇等について定めることとした。

二　その他関係政令の一部改正関係

私立学校教職員共済法施行令（昭和二八年政令第四二五号）、行政手続法施行令（平成六年政令第二六五号）及び船員職業安定法施行令（平成一六年政令第三六九号）につき、所要の改正を行うこととした。

三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二一年法律第六五号。以下「改正法」という。）附則第二条の政令で定める日は、平成二四年六月三〇日とすることとした。

四　この政令は、改正法の施行の日（平成二三年六月三〇日）から施行することとした。

◇高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（政令第四一号）（厚生労働省）

1　教育公務員及び研究公務員の範囲

国立高度専門医療研究センターの理事又は監事となることができる教育公務員及び研究公務員の範囲を定めることとした。（第一条関係）

2　長期借入金センター債券の発行等

国立高度専門医療研究センターが行う長期借入金又はセンター債券の発行等に関し必要な事項を定めることとした。（第二条～第一五条関係）

3　他の法令の準用

医療法第四条第一項等の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用することとした。（第一六条及び第一七条関係）

4　附則

㈠　職員の引継ぎの対象となる機関を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　国立高度専門医療研究センターが国から承継しない権利及び義務並びに国立高度専門医療研究センターが国から承継する権利及び義務の承継の時期を定めることとした。（附則第三条及び附則第四条関係）

㈢　国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継した際、政府から国立高度専門医療研究センターに出資があったものとされる資産等及び出資の時期を定めることとした。（附則第五条及び附則第六条関係）

㈣　国立高度専門医療研究センターに出資があったものとされる資産の価額の評価に関し、評価委員その他の必要な事項を定めることとした。（附則第七条関係）

㈤　国立高度専門医療研究センターが承継する財政融資資金からの負債の償還及び当該債務に係る利子の支払に関し、必要な事項を定めることとした。（附則第八条関係）

㈥　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置について定めることとした。（附則第九条関係）

㈦　国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置について定めることとした。（附則第一〇条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。